

# ヘイトスピーチに反対する会 NEWS LETTER

ヘイトスピーチに反対する会 会報1号  
2015年2月発行

ヘイトスピーチに反対する会  
<http://livingtogether.blog91.fc2.com>  
[livingtogether09@gmail.com](mailto:livingtogether09@gmail.com)



## ニュースレター創刊にあたって

ヘイトスピーチに反対する会は、2009年の蕨市での外国人排除デモへの抗議行動をきっかけに、その有志の集まりとしてはじまり、これまで排外主義デモに対してカウンターアクションを行ったり、また、国家や自治体レベルでの差別政策である朝鮮学校の「無償化」除外に注目し、抗議の街宣や署名活動を行ってきた。ヘイトスピーチが街頭に響くその瞬間に同時にそれに対抗する声があることを示すというだけでなく、そうしたヘイトスピーチが確信を持って発声される背景には政策レベルでの外国人排斥があり、国家権力による差別と弾圧が繰り返されてきたこと、そして日本社会はそうした差別政策を一貫して容認・支持してきたという問題があることを指摘してきた。

一方、2013年をはじめごろから在特会などの排外主義デモもさらに回数を増し目立つようになり、それに対するカウンター勢力もあらわれ、「ヘイトスピーチ」という言葉は大きな関心事となった。「ヘイトスピーチに反対する」ことは今や広範な支持を得るに至ったのか？ 私たちはこの状況を楽観視していない。反差別運動が「在特会などのヘイトスピーチに反対すること」に切り縮められ「差別を許さない日本国民」としてのナショナル・プライドが高まる一方、これまで続いてきた国家的な差別政策は不問に付され、今なお強化されている面もあるからである。

「ヘイトスピーチに反対する」とはどういうことなのか？ 改めて問い、議論するためにニュースレターを定期的に発行することにした。第1号となる本紙では「ヘイトスピーチ規制法」をメインテーマとした。流行語から規制法へと拙速な動きが見られる中で、日本国家の排外主義的なあり方を問う視点は圧倒的に不足している。排外主義により根本的に対抗していくその可能性について、ニュースレターが議論のきっかけになればと考えている。

## 特集「ヘイトスピーチ規制法」

近年、日本においてヘイトスピーチ規制のための法制化を進めようとする動きが高まっている。当事者に対して直接的な暴力となり、また構造的差別の再生産にも寄与するヘイトスピーチが世の中に蔓延することは深刻であり、放置してよい問題ではないことは言うまでも無い。そして一般的にいつても、あるものを抑止しようとするとき、法規制というアイデア

に至るのも自然であろう。とはいえ、ヘイトスピーチへの対策として法制化という形式を採用しようとする、いわゆる「表現の自由」との衝突をどのように回避するのかという困難なテストを乗り越える必要がある。「表現の自由」は人々が政治や社会に参画することにおいて欠かせない権利であり、規制法の濫用または恣意的な適用によってこの権利が侵されることはあってはならない。このため、差別に反対する者の中でもヘイトスピーチ規制の積極論と消極論が対立するという現象が生じている。

2013年、「在日特権に反対する市民の会（在特会）」のヘイトスピーチ・デモのエスカレートとそれに対抗する諸集団との対立は、同年の新語流行語大賞の候補として「ヘイトスピーチ」が選ばれるなど、（その本来の意味が果たして伝わったかは別として）一定の存在感を発揮した。そして2014年8月から、政界においてヘイトスピーチの法規制が現実味を帯びてきた。オリンピックに向けた協力関係を築くため韓国を訪問し朴槿恵大統領と会談した舛添要一都知事は、直後の会見でヘイトスピーチの法規制に言及した。その後、安倍晋三首相は舛添都知事と意見交換し、ヘイトスピーチに対して「日本人の誇りを傷つけ、対処すべき問題」と位置づけた。さらに同月末、自民党内にヘイトスピーチ規制に関するプロジェクトチームが発足した。

この矢継ぎ早と思える流れは、おそらくこの少し前から想定されていたに違いない。もとより自民党政権が差別について何ら対策をする動機がないことは明らかではあるが、歴史問題などをめぐって冷却化する日韓関係を改善するには安倍政権にとっては何らかの「手土産」が必要であり、またオリンピックを控え、可視化されている差別については「臭い物にフタ」式の発想で抑えておきたい気持ちはあるだろう。座長の平沢勝栄をはじめとする自民党PTの人員をみると、自民党はヘイトスピーチ「制を純粋な治安立法として成立させたい」という意志が伝わってくる。このPTには歴史修正主義者や在特会シンパさえも加わっており、メンバーの発言からは「官邸前デモも規制すべき」「韓国のヘイトスピーチも規制すべき」など、差別問題の本質をまったくとらえておらず、あわよくばこれを奇貨として市民運動そのものを規制しようとする狙いがあるとみられる。

また大阪市では橋下徹市長が在特会の櫻井誠と会談し、公開の場で叱りつけた。だがその後の会見で橋下市長は在日コリアンの「特別永住権」見直しについて言及し、彼が在特会を一種の生け贄にすることによって自身の差別政策を推進しようとする考えであることを暴露した。これらのことから、右派系の政治家から出るヘイトスピーチ規制論はすべて、その本来の趣旨が歪められたものになることは間違いないだろう。

他方、この間において对在特会という側面から活動してきた諸集団の中でも、ヘイトスピーチ法規制に関する取り組みは行われていたようである。被差別当事者を含むこれらの団体では、ヘイトスピーチによる直接の被害についてより重くとらえ、反差別政策として法規制を求める声大きい。たとえばヘイトスピーチとレイシズムを乗り越える国際ネットワーク「のりこえねっと」では、民主党の有田芳生議員らと連携し、政府・与党系あるいは橋下系の規制論と一線を画しつつも、やはりヘイトスピーチの法規制を求める声明を発し続けてきた。民主党は2014年11月に基本法型の反人種差別法案骨子を作成し、立法化に向けて各党に呼びかけるとしている。この骨子を見る限りでは、民主党案は前述の「表現の自由」との衝突をできる限り避け、その効果を限定するかわりに濫用の危険性を排除しようとしているようだ。とはいえ、当面は罰則抜きの基本法の制定を目指すとしても、運動の中にはやはり罰則を付きの刑法の制定を求める声もある。自民党や橋下系の規制論も含め、ヘイトス

スピーチ規制の法制化の議論については、今後より切迫したかたちで争点になる可能性はあるだろう。

### 特集「ヘイトスピーチ規制法」

## 「国益」のためのヘイトスピーチ規制？

昨年8月に自民党が組織したヘイトスピーチ対策プロジェクトチームでは、排外デモの問題とあわせて、国会前のデモ音量規制や「韓国での日本に対するヘイトスピーチの実態」が取り上げられている。在特会などと、国会前デモ、韓国での日本への抗議運動を、現政権は同列に並ぶ問題として感じているのだろう。つまり「ヘイトスピーチ対策」を、人権や反差別ではなく、治安、国家の威信あるいは対外イメージの問題として捉えているということだ。その現政権の首脳にヘイトスピーチ対策を要請した舛添都知事も、ヘイトスピーチ問題を放置していると「オリンピックが開けない」などと発言している点からすると、根本的な発想においてそれほど違いはない。それでは、治安や国の体面維持といった「国益」の発想から出た「ヘイトスピーチ対策」が、はたして差別撤廃や権利保障にきちんと貢献するのだろうか。政界が考える「国益」を守るための手段として、それが乱用される恐れはないだろうか。この点についてこそ、いま議論が必要だと感じる。

ところが現在、ヘイトスピーチ規制推進派は、表現の自由を理由とした法規制慎重派を説得することに力を注いでいる一方で、法規制の実際の内容の吟味検討をおろそかにしているように見える。もちろん、自民党プロジェクトチームの議論に同調する推進派は（多分）いないだろう。だがその具体的な対案としては、いまのところ、民主党が骨子を発表している、罰則なしで人種差別言動の禁止を法文化という法案しかない。ヘイトスピーチ関連の出版や法規制推進派の言論そのものは活発であるにもかかわらず、である。どんなかたちでも制度上の成果を作ることが先決だ、という気持ちばかりが先走っているように思えてならない。東京オリンピック開催をヘイトスピーチ対策や人権立法と結びつける論調が、舛添のみならず市民運動の方面でもよく聞こえてくるので、そのような印象はよけいに強くなる。

こう反論されるかもしれない。「最初から最大限の達成目標を掲げないといけないのか」「もっと考え抜かれた法案を出せないなら何もすべきではないのか」と。だが、一度にすべてを達成できないとすればなおさら、長期の展望をもち、最初の一步をどう先へとつなげていくのかを構想すべきではなからうか。たとえば、差別言動の法規制（Aとする）だけを単体で考えるのではなく、具体的な差別事例にかかわる独立性ある調査・救済機関や個人通報制度など、包括的な制度設計（B）のなかで推進しなければならない、という議論がある（師岡康子、前田朗、明戸隆浩など）。さらに踏み込んで言えば、そうした制度が実際にまともに機能しうるためには、なにが差別言動で、なにが人権侵害で、なにが少数者への抑圧なのかという点について、まともな社会通念（C）が定着していなければならない。AはB（包括的構想）のなかでこそ価値あるものとなり、またBはC（社会的意識）が拡がり深まっていくなかでこそ実現可能性を高めるはずだ。B（包括的構想）と具体的に連動しないかたちで部分的な法制化を急いだり、C（社会通念）のレベルで問題意識を十分深めることなしに在特会のような目立った現象だけを緊急事態として切り取るべきではない。

ここでなにより問題にしたいのは、社会的意識である。というのも、ヘイトスピーチという語そのものがメディアでそれなりに普及したにもかかわらず、この国においてヘイトスピー

チを生む土壤にかんする無理解は、むしろより深刻になっているようにしか思えないからだ。

ひとつだけ最近の例を挙げたい。昨年末、地方議会でヘイトスピーチ対策を求める意見書が相次いで採択された（昨年内に奈良、長野、福岡、鳥取、神奈川の5県を含む24の地方自治体で）。だがその一方で、やはり昨年、8月からの朝日新聞誤報騒動をきっかけとして、いわゆる「慰安婦」問題にかんする「適切な対応」「日本の名誉回復」を求める意見書の採択もまた相次いだ。ヘイトスピーチへの反対と、日本軍「慰安婦」動員の国家責任の否定とが、いまの日本では矛盾することなく共存しているのである（言うまでもなく、朝日新聞の一報道が否定されたところで「慰安婦」制度の国家責任はまったく否定しえないのだが）。

「それとこれとは別の問題だ」などと言うわけにはいかない。在特会のような排外主義運動は、とりわけ「慰安婦」問題に激しく反応し、「慰安婦はただの売春婦だ」と叫び、それが国の責任下で運営された性奴隷制度だったことを否認し、日本が根も葉もない口実で脅迫されている被害者であるかのように訴えているからだ。彼ら・彼女らは、そのような見解を軸として、韓国人や中国人、ひいては外国人一般への敵意を増幅させているのである。

「慰安婦」問題の否定論に共感するすべての人が在特会のようにふるまうわけではないのに、在特会のような行動形態だけを規制するということではいいのか。そのような行動をつづじて表現されている敵意の源そのものは触れずにおくということでは、問題は解決されるだろうか。そうなったところで、主流メディアは、この問題が「とっくに解決済み」であることについて「諸外国の理解を粘り強く求める」という政府見解を、当然のものとして垂れ流しつつけるだろう。その一方で、排外的な心情をもった人々は、さまざまなかたちで自分の歪んだ信念を表現しつつけるだろう。

これはグロテスクかもしれないが、じゅうぶんありうる（というよりはもっとも妥当な）想定である。過激な差別言動への法規制も、「反日」への対策も、日本の「国益」（治安、国の威信、対外イメージなど）にふさわしくないものへの対応という意味では、論理的に一貫しているのだから。同じ論理で、2010年からつづく朝鮮学校への公的補助の不適用や停止の問題、難民条約や国際人権法などを無視した難民・非正規滞在者への非人道的扱いなどを含め、日本は「望ましくない」外国人に対する抑圧や権利無視を公然と続けながら、差別撤廃やら多文化共生やら移民導入といったポーズをとりつつけることができるだろう。そのなかでヘイトスピーチ規制法は、よくて「努力目標」としてたな晒しにされ、悪ければ「国益」にとって都合の悪い問題に政府が対処するための手段として機能することだろう。

そのような未来を避けるためには、反差別の運動はもっと議論を重ね、厳しく自己点検をしながら進んでいく必要がある。少なくとも「日本人は在特会と違う」という発想に根ざした、一部に見られる反差別キャンペーンの手法は、きれいさっぱり捨てねばならない。（柏崎正憲）



## 特集「ヘイトスピーチ規制法」 楽観視の危険性

ヘイトスピーチ規制法を制定しようとする際もっとも問題となるのは、「表現の自由」との衝突である。特に、ヘイトスピーチの内容についてそれを規制していく内容規制については、憲法学者をはじめとして慎重論が根強い。現行法において「表現の自由」を内容的に規制しているとされる法律はすでにいくつかある。名誉毀損罪やわいせつ罪や破防法などである。しかし名誉毀損罪はあくまで具体的な人格に対して適用されるのである。わいせつ罪については違憲論も強く、破防法についても過去に機動隊を標的にしたアジ演説が弾圧の口実となるなど明白に「表現の自由」を侵害する運用がなされてきている。ヘイトスピーチの内容規制については、その運用などにおいても「表現の自由」の侵害になる危険性は極めて大きいだろう。

では、運用面における濫用を防ぐために、ヘイトスピーチの内容を極めて厳格に定めるのはどうか。当然ながら、ヘイトスピーチとはいくつかのある特定の単語だけで構成されるのではなく、その言葉が発せられた文脈があってはじめてヘイトスピーチたりうる。従って、その内容を厳格に定めると抜け道がいくらでもできてしまうことになるし、逆に柔軟な認定を許可してしまうと、やはりいくらでも濫用することができてしまうのである。この線引きについて、誰もが納得のいく合意を得ることは難しいだろう。

また、規制の対象を行政あるいはそれに準ずる公的なものに限定することによって、差別禁止法の一貫としてヘイトスピーチ規制をすることは可能であるし、「のりこえねっと」などの団体も、まずはその方向でのヘイトスピーチ規制を志向している。ただし、当然ながらそれは一市民運動である在特会のデモを規制するには至らず、むしろそうしたものの規制を望む人たちにとっては不十分な法律となるだろう。

さらに、規制を刑事法によって行うのではなく、人権法によって行うという方法もある。すなわち、第三者機関としての人権委員会のようなものを設け、その機関が行政裁判的手続きを用いて規制を行うのである。国家権力から独立した第三者機関を設けることで行政そのものが犯した差別犯罪も公平に裁くことをねらうこの方法は、すでに多数の国において人権を救済する方法として運用されている。だが、この方法を採用するならば、公正な行政裁判の制度を別途に構築する必要があるし（単に他の国の制度を模倣すればよいという問題ではない）、また第三者機関の中立性をどのように担保するのかという問題もある。現在の日本における人権や権力の扱われ方を考える限り、人権委員会が本来の姿として機能することは残念ながら考えにくい。

他にも様々な課題はあるが、表現の内容規制について、差別表現だけを明確に取り締まる画期的な方法はみつかっていない。従って、その法制化にはつねに濫用や恣意的運用の危険性がつきまとう。もちろんだからといって在特会が行うようなヘイトスピーチ・デモを社会は許容するべきとはいえない。だが、在特会をつぶすために「表現の自由」に対して国家権力の侵害を招く口実となりうる法案に対しては、慎重にならざるをえない。

ヘイトスピーチ規制法を積極的に推進しようとする人の中には、「表現の自由」を脅かされる危険を甘受してでも法制定を行うべきだという意見もある。権力による濫用や恣意的な運用の危険性に対しては、運動あるいは市民ひとりひとりがしっかりと監視し、そのようなことをさせないようにすれば良いのであって、まずヘイトスピーチを街頭から排除することを優先すべきだというのである。このような議論は、確かにある面では正論であり賛同した

くさせる魅惑をもっている。だが、今の日本の現実を考えると、あまりにも理想的にすぎるといわざるを得ない。現状でも法律は国家・警察によって恣意的な運用はされており、法的根拠なしに運動が規制されたり、不当にも逮捕されるなどの弾圧を受けたりすることは日常茶飯事になってしまっている。そしてそういった事件が起こったとき、世間の目は運動に冷たい。しかも最近の運動では、そうした警察の規制を自ら積極的に受け入れたり、仲間に対してさえ弾圧される側に責任があるとして警察に抗議しようとせず逆に弾圧を受けた者を非難したりといったことが多発している。こうした現状を考えるに、ヘイトスピーチ規制法が濫用された際、運動や市民は本当に立ち上がるのだろうか。もし立ち上がる人々がいたとしても、その勢力がそれを押し返すほどの力となる可能性はほぼ皆無と考えるしかない。そのようなことが出来ると考えるのは過度な楽観主義であるか、まったく目処が立たないことを気合いで乗り越えようとする根性論であろう。

2014年11月に民主党が発表した反人種差別法骨子案では、罰則抜きの基本法というかたちを取っている。この場合この法律によって弾圧を受けうる可能性は、とりあえずはない。一方、この法律を用いて在特会のヘイトスピーチ・デモを規制することもできないが、反差別運動を行っていくうえで行政に対する圧力にはなり、無いよりはマシであろう。しかし、この法律はまだ「骨子」であり、現状の議席数を考えれば成立させるためには自民党の協力が必要なのである。その中で法案が当初の理念から大きく離れ、最悪の弾圧法案となる可能性も否定できない。もしそうなった場合、わずかでも実績が欲しいがために、運動が批判の矛先を鈍らせ、自縛的な法律を歓迎してしまいかねない兆候がある。自民党に法案を丸呑みさせるよう圧力をかけるのも運動の力だ、という意見もあるが、それがうまくいくはずだ、と考えるのは、自民と民主の議席数を考えれば、同様に根性論的な見方にすぎないだろう。この案件についても楽観的には見ずに、慎重に事態を注視していかなければならない。

結局のところ、ヘイトスピーチを法規制することはこの日本においてはまだまだ高いハードルがあると言わざるを得ない。もちろん欧米のモデルを考えると、理論の上では法規制は現実的可能性を有しているであろう。だが、日本の政治や司法、市民の意識はいまだ、反ヘイトスピーチ法という難しい法律を制定し運用できる能力をもたない。運動は、まずそのような日本社会の状況を少しずつでも変えていくしかないだろう。時間がかかることに痺れをきらしてヘイトスピーチ規制法の制定を運動が先行させることは、結局の所うまくいかないだろう。「世間一般の緩い基準においてでさえも、「単なるお喋りを止めて、何かを行いなさい!」という昔からの格言は、口にするところのできるもっとも愚かな事柄の一つである。最近の私たちは、沢山のこと——外国への干渉や、環境破壊——を行い続けているのだ。おそらくは、一歩下がって正しい事柄について考え、発言するときである。\*」（ほくしゅ）

\*スラヴォイ・ジジェク「レトリックの勇敢さ」より

## 「福島差別」をめぐる虚像

### ～「病者」「障害者」差別を加害者責任と国家補償の観点から考える～ PART1

#### 1. 「福島差別」ではなく…。

2011年3月11日の震災直後から「福島差別」という言葉が聞かれるようになった。原発事故から間もなく福島弁護士会は、ホームページで「小学生の兄弟が、公園で遊んでいた際、他の子どもたちから、『放射線がうつる』と言われ、いじめを受けた」というように、「福

島差別」への注意を促し啓発活動を行っている。その後、「福島差別」という言葉は、2014年5月の「美味しんぼ」騒動を契機に「福島は放射能に汚染されている」という表現に対する批判として、広く流通するようになった。

石川公彌子（日本政治思想史）は「穢れ思想とつくられた母親像から見た放射能問題——『現代化』問われる日本社会」という小論で「放射能問題」を「穢れ思想」と「国家的母性」の観点から学術的に分析している。石川は「福島差別」と言われている問題を「放射能問題」とし、その内実を突き止めようとする（石川は「福島差別」という言葉を使用していない）。この拙文は、石川の論文を検討しつつ、巷に広まった「福島差別」という言説が何をもたらすのか問い直すことを目的とする（石川の小論はGloval Energy Policy Research（以下GEPR）のホームページに掲載）。

## 2. 網野善彦の「無縁」の思想

石川は、「放射能忌避」を二つの側面から分析する。第一の側面は日本中世史研究者網野善彦の「エンガチヨ」の考察に依拠しつつ、前近代的な「穢れ思想」を問題とする。「エンガチヨ」とは、元々縁を切ること、つまり「無縁」のことである。網野は、著書『無縁・公界・楽』において「『縁』と無関係なもの、『縁』を拒否したものの強さと明るさ、その生命力を示す」と言い、「無縁」の可能性を讃える。大乘仏教は縁と無縁との構造に基づき、区別なき無限定（事事無礙）は想像性（理事無礙）を内包しており、無限定が自己限定することによって、万物（事事）が生じ、事物と事物との相互関係の全体世界が生成されるとする。歴史において、ある時代の生誕と終焉とが交互に訪れるのは、上記の構造に基づく歴史的生起による。網野はこうしたダイナミックな思想を踏まえ、「無縁」は、世俗の主従関係（縁）の呪縛に支配されない「自由」と「抵抗」の原動力であるとする。石川のいう「呪縛から解放された『個の確立』」とは、上記のような実存的実存論的構造を踏襲したものである。

## 3. 社会秩序に組み込まれている差別

第二の側面は、戦時下、家族の栄養摂取と健康増進は「主婦」の責任とされ、女性の限定的「生き方」として強制された「国家的母性」を問題とする。石川は避難地域の子供たちの排除や過剰に食品の安全を求める「放射能忌避」は、前近代的「穢れ思想」と近代的「国家的母性」主義との「奇妙な結合」による「勝ち組」家庭の母親の「放射能パニック」であるとし、「国家や社会のさまざまな呪縛から解放された『個の確立』—個人と共同体との関わり方が改めて問われる」と結論づける。石川は限定的な「生き方」（呪縛）から脱し、生の全体的可能性を開くことによって共同体を顧みる方向を示唆しているのだ。

問題なのは次の分析である。石川は「勝ち組」家庭の母親は「『勝ち組』としてのみずからのあり方を侵害されたくないという心性が、秩序を乱しかねない『穢れ』の忌避に向かっている」とする。この認識は、「『穢れ』の忌避」という前近代的観念と現代社会の秩序維持とを接合させる限りにおいて正しい。だが残念なことに石川は、「乱し」たくない秩序にとって、前近代的な「『穢れ』の忌避」が如何なる役割を果たしているのかということを確認していない。石川は以下のように言っている。

「福祉コスト削減のためにも標準家庭を必要としているのは国家と社会の側であり、父親たち、ひいては男性自身が母親たちに過剰な母性を強いているからである。」

日本型福祉国家レジームのもと、高齢者介護はもっぱら「女性（主婦）」の役割であるとする観念は未だに広く流通しており、こうした性的役割分担を女性自身が自己抑圧的・自己

限定的に受け入れるとき、「性差別」は無報酬の労働として「多様な搾取」を支えるイデオロギーとして機能する。社会システムの中で「性差別」が、一定の効力をもって機能することを示すことによって「性差別」の必然性が証拠立てられるのである — このような観点からすると障害者自立生活運動から生まれたパーソナル・アシスタント制度（一対一を基礎とする他人介助）は、家庭の呪縛を脱したところから生成した画期的な「関係性」であると言える — 。ところで筆者には、現在日本社会の社会的排除における「穢れの忌避」の威力は希薄であるように思えるのだ。

#### 4. 加害者責任と国家責任を問うべき

「穢れの忌避」という呪縛に「勝ち組」家庭の母親が囚われているとする見方は、殊更に母親の「無知」のみを際立たせる。石川は「国家や社会のさまざまな呪縛から解放」と言いながら、加害者責任や国家責任を全く問わないので、せっかくの思想は、一見して「啓蒙主義」に陥っているかのように思われる。もとより現代科学は放射線被爆線量がどのくらいまでなら安全であるのかという知識・知見を有する学問ではない。年間被爆線量20ミリシーベルトという数字が極めて国家主義的判断なのである。石川の言説は、被爆の危険性を訴える反原発運動を揶揄するのに十分効果を発揮する。その思想は、東電および国家と手を携える有主・有縁の思想へと墮落しているのではないか。

「福島差別」の根底には、「被ばく」による「病気」や「障害」に対する潜在的な忌避・差別があるのだ。つまり放射能問題の根幹は、前近代的な「穢れ思想」の転換にともなう「衛生思想」と医学の発達とともに普及した「優生思想」であると解釈すべきではないか。そのように考えると「放射能問題」は、母親だけに帰せられる問題ではなく、国家的な生の統制を孕む問題であると考えられる（「穢れの忌避」は、消滅したというのではない。優生思想的感情があるから「穢れの忌避」という形で現れたのではないか）。そして国家主義的思想は優生思想と親和性をもち、政権与党議員らが積極的に関与した「生保バッシング」と同様に、国家補償を抑制するイデオロギーとして機能するのだ。

次回、筆者は堤愛子の「『ありのままの生命』を否定する原発に反対」（1989）という論文を検討しつつ、「病気」「障害者」差別がどのような事態をもたらすのかを検討する。病気障害差別は、家系からの「劣性」遺伝の忌避と相俟って、病気や障害を隠すことにつながり、国家による「棄民政策」を自ら招くことになる。広島、長崎、水俣で経験された事態が問われるべきなのだ。網野は『無縁・公界・楽』で以下のように言っている

「日本の人民生活に真に根ざした『無縁』の思想、『有主』の世界を克服し、吸収しつつしてやまぬ『無所有』の思想は、失うべきものは『有主』の鉄鎖しかもたない、現代の『無縁』の人々によって、そこから必ず創造されるであろう」（次号へ続く…）（ういすちわお）

## お知らせ

- ・「討論会・ヘイトスピーチ規制法を考える」を開催します

2015年3月28日（土） 17:45開場／18:00開始 千駄ヶ谷区民会館にて

（詳細はブログを参照ください）

- ・次号は夏頃？！